

## 山梨県花粉の少ない森林への転換奨励事業費補助金交付要綱

制定 令和8年3月31日 森整第2138号

### (趣旨)

第1条 知事は、花粉の少ない森林への転換促進に向けた花粉の少ない苗木等への植替えに関する取組を支援するため、花粉の少ない森林への転換奨励事業（以下「事業」という。）に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号）、花粉の少ない森林への転換促進緊急総合対策地方公共団体事業費補助金交付等要綱（令和6年12月17日付け6林整研第204号農林水産事務次官依命通知）及び花粉の少ない森林への転換促進事業実施要領（令和7年12月16日付け7林整森第202号林野庁長官通知。以下「国実施要領」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (用語の意義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 補助事業者 次条に規定する補助事業を行う林業経営体等をいう。
- (2) 間接補助金 補助事業者が、森林所有者に対し、補助金をその財源の全部又は一部として交付する給付金をいう。
- (3) 間接補助事業者 間接補助金の交付の対象となる事業を行う森林所有者をいう。

### (補助金の交付の対象となる経費及びその補助率等)

第3条 補助金の交付の対象となる事業区分、事業実施主体、補助の対象として知事が認める経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助率等は別表に掲げるとおりとする。

### (補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「補助事業申請者」という。）は、補助金交付申請書（第1号様式）に必要書類を添付して、別に定める日までに知事に提出しなければならない。

- 2 補助事業申請者は、前項の申請書を提出するに当たって、補助金の交付を受けようとする額から補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

### (補助金の交付の決定)

第5条 知事は、補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類を審査の上、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに補助金の交付の決定をするものとする。

- 2 知事は、補助金の交付を決定したときは、速やかにその決定の内容及びこれに条件を付した場合はその条件を、補助金交付決定通知書（第2号様式）により補助事業者に通知するものとする。

(事業の変更、中止又は廃止の承認)

第6条 補助金の交付決定を受けた補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ補助金変更承認申請書(第3号様式)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 国実施要領で定める補助対象経費の額を変更しようとするとき
- (2) 補助事業の内容を変更しようとするとき
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき

2 知事は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

3 補助事業者は、事業が予定期間内に完了する見込みのない場合又は事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

(契約等)

第7条 第5条第2項の規定による補助金の交付の決定をした場合であって、補助事業者が市町村以外のときは、次の各号に掲げる条件を付すこととする。

(1) 補助事業者は、事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならないこと。ただし、補助事業者の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不相当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。

(2) 補助事業者は、前号により契約をしようとする場合は、当該契約に係る一般の競争、指名競争又は随意契約(以下「競争入札等」という。)に参加しようとする者に対し、契約に係る指名停止等に関する申立書(第4号様式)の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはならないこと。

(状況報告)

第8条 補助事業者は、補助金の交付決定のあった日の属する年度の9月30日現在において、遂行状況報告書(第5号様式)を作成し、当該年度の10月10日までに知事に提出しなければならない。

2 前項に規定する時期のほか、知事は、事業の円滑な執行を図るために必要があると認めるときは、補助事業者に対して当該事業等の遂行状況について報告を求めることができる。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、当該事業が完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日又は完了した日の属する年度の3月15日のいずれか早い期日までに、実績報告書(第6号様式)を知事に提出しなければならない。

2 第4条第2項のただし書の規定により補助金交付の申請をした補助事業者は、前項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合は、実績報告書の交付申請額に補助金の交付を受けようとする額から減額して報告しなければならない。

3 第4条第2項のただし書の規定により補助金交付の申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合(消費税等仕入控除税額が修正の上確定した場合を含む。)には、当該確定した消費税等仕入控除税額(前項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を消費税仕入控除税額報告書

(第7号様式)により速やかに知事に報告するとともに、知事による返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

- 4 事業が予定期間内に完了しない場合は、補助事業者は、交付決定をした年度から当該予定期間内に事業が完了しないことが明らかになった日の属する年度(この項において、「完了不能年度」という。)までの実績を実績報告書により完了不能年度の翌年度の4月10日までに知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定及び交付)

第10条 知事は、補助事業者への支払完了が国への交付申請の要件であることに鑑み、補助金を事業が完了した日の属する年度の3月31日までに交付するものとする。ただし、知事は、必要があると認める場合には補助事業者に対し、概算払により交付することができる。

- 2 補助事業者は、前項の規定により補助金の概算払を受けようとするときは、補助金概算払請求書(第8号様式)を知事に提出しなければならない。
- 3 補助金交付申請書に記載された期限内に事業が完了しないものとして繰越を行うことが国に承認された事業において事業が完了した場合の補助金を交付すべき期限は、前条第1項の規定により事業実績報告書が提出された日から30日を経過した日又は事業実績報告書が提出された日の属する年度の3月31日までのいずれか早い日とする。
- 4 知事は、実績報告書の提出を受けた場合には、報告書等の審査及び必要に応じて行う現地調査により、その報告にかかる事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうか調査し、適合すると認めた場合は、交付すべき補助金の額を確定し、補助金確定通知書(第9号様式)により補助事業者に通知するものとする。
- 5 知事は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずる。
- 6 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とする。ただし、当該補助金の返還のための予算措置につき、地方公共団体議会の議決を必要とする場合その他やむを得ない事情により、この期限により難しい場合には、補助事業者の申請に基づき、補助金の額の確定の通知の日から90日以内で知事が別に定める日以内とすることができる。
- 7 第5項の場合において、返還期限内に納付がない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(額の再確定)

第11条 補助事業者は、前条第4項の規定による額の確定通知を受けた後において、事業に関し、違約金、返還金、保険料その他の補助金に代わる収入があったこと等により事業に要した経費を減額すべき事情がある場合は、知事に対し当該経費を減額して作成した実績報告書を提出しなければならない。

- 2 知事は、前項に基づき実績報告書の提出を受けた場合は、改めて額の確定を行うものとする。
- 3 前条第4項から第7項までの規定は、前項の場合に準用する。

(交付決定の取消し等)

第12条 知事は、第6条第1項第3号の規定による補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合は、第5条第1項の規定による交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 補助事業者が、補助事業の実施に関し法令に違反した場合
- (2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合

- (3) 交付の決定後生じた事業の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

(財産の管理等)

第13条 補助事業者は、事業について厳正かつ的確な実施を期するとともに、事業の目的が十分達成されるよう事業完了後における運営管理に必要な措置を講じなければならない。

- 2 管理主体(補助事業者とする。以下同じ。)は、事業により取得し、又は効用の増加した財産等(以下「取得財産等」という。)については、事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- 3 知事は、取得財産等の実態を十分把握するように努め、当該財産等が適正に管理運営されるよう指導するものとする。
- 4 管理主体は、取得財産等の管理運営状況を明確にするため、財産管理台帳(別記様式第2号)を備えなければならない。
- 5 管理主体は、取得財産等ごとに管理規程を定めて適正な管理運営を行うとともに、その更新等に必要な資金(償却引当金等)の積立てに努めなければならない。

(財産の処分等の制限)

第14条 補助事業者は、事業により取得し、又は効用の増加した財産(機械及び器具については、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上のものに限る)については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数に相当する期間(以下「処分制限期間」という。)を経過するまでは、知事の承認を受けずに、取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、売却し又は担保に供してはならない。

- 2 処分制限期間内に知事の承認を得て当該財産を処分したことにより収入のあったときは、知事は、補助事業者に対し当該収入の全部又は一部を県に納付させることができる。  
ただし、事業を行うに当たって、補助対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その内容(金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項)が補助金交付申請書に記載してある場合は、次の条件により知事による補助金交付の決定をもって知事の承認を受けたものとする。

ア 担保権が実行される場合は、残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に補助率を乗じた金額を納付すること。

イ 本来の補助目的の遂行に影響を及ぼさないこと。

- 3 補助事業者は、第1項の承認を受けようとする場合は財産処分承認申請書(第10号様式)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- 4 知事は、第1項の承認をしようとする場合において、原則として交付した補助金のうち取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、売却し又は担保に供した時から処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を返還させるものとする。

(残存物件の処理)

第15条 補助事業者は、事業が完了し又は中止若しくは廃止した場合において、事業の実施のために取得した機械器具、仮設物、材料等の物件が残存するときは、その品目、数量及び取得価格を知事に報告し、その指示を受けなければならない。

(補助金の経理)

第 16 条 補助事業者は、事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して事業の収入及び支出を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

2 前項の規定により作成、整備及び保管すべき帳簿、証拠書類、証拠物、台帳及び調書のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

(指導等)

第 17 条 知事は、事業の適正な執行を確保するため、補助事業者に対し必要な報告を求め、又は指導を行うことができるものとする。

(書類の保管)

第 18 条 事業に係る帳簿及び証拠書類は、事業の完了の日（事業の廃止の指示を受けた場合には、その指示を受けた日）の属する年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかなければならない。

2 補助事業者は、取得財産等が処分制限期間内にあるときは、前項の書類に加え、第 13 条第 4 項に規定する財産管理台帳を整備保管しなければならない。

(その他の項目)

第 19 条 事業の実施につき必要な事項は、この要綱に定めるもののほか、知事が別に定めるところによるものとする。

附則

1 この要綱は、令和 8 年 3 月 31 日から施行する。

別表（第3条関係）

区分	補助対象経費	事業実施主体 (補助事業者)	間接補助事業者	補助率
花粉の少ない森林への 転換奨励事業	花粉の少ない森林への転換活動 に対する支援に係る経費（国実 施要領別表2及び別表3の促進 費）	林業経営体等知事が認め るもの	—	定額（知事が別に定 めるものとする。）
		林業経営体等知事が認め るもの	森林所有者	定額（知事が別に定 めるものとする。）

第1号様式

番 号  
年 月 日

山梨県知事 殿

所在地  
団体名  
氏名 印

年度山梨県花粉の少ない森林への転換奨励事業費補助金交付申請書

年度において下記のとおり事業を実施したいので、山梨県花粉の少ない森林への転換奨励事業費補助金交付要綱第4条第1項の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

1 事業の目的

2 交付申請額 円

3 事業計画書

4 事業の完了予定年月日  
年 月 日

5 収支予算書

(1) 収入

経費の区分	経費の内訳		計
	県補助金	その他	
	円	円	円
計			

(2) 支出

経費の区分	予算額	積算基礎
	円	
計		

6 添付書類

(1) 事業予定地の図面

(2) その他の添付書類は知事が別に定めるとおりとする。

(注) 第4条第2項により、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額を減額して申請する場合には、別記様式1「山梨県花粉の少ない森林への転換奨励事業補助金に係る消費税仕入控除税額集計表」を添付すること。

(申請者) 殿

山梨県知事

年度山梨県花粉の少ない森林への転換奨励事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった山梨県花粉の少ない森林への転換奨励事業費補助金については、同事業費補助金交付要綱第5条第1項の規定により、次のとおり交付することに決定したので、同交付要綱第5条第2項の規定により通知する。

- 1 補助金の交付の対象となる事業は、年 月 日付けで申請のあった山梨県花粉の少ない森林への転換奨励事業とし、その内容は交付申請書記載のとおりとする。
- 2 事業に要する経費及び補助金の交付決定額は、次のとおりとする。

事業に要する経費	円
補助金の交付決定額	円
- 3 事業に要する経費の配分は、前記交付申請書記載のとおりとする。
- 4 事業の期間は、年 月 日から 年 月 日までとする。
- 5 補助金の交付の条件は次のとおりとする。
  - (1) 要綱第6条に定める変更を行う場合又は事業を中止し、若しくは廃止する場合には、変更(中止、廃止)承認申請書(第3号様式)によりあらかじめ知事の承認を受けなければならない。
  - (2) 事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合又は事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
  - (3) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、知事が別に定める期間中においては、知事の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
  - (4) 補助金により取得した財産を使用し、森林関係法令への違反等不適切だと判断される行為を行ってはならない。
  - (5) 補助事業者は、間接補助事業者に対し間接補助金を交付する場合には、本通知書に付された交付の条件を履行させるために必要な条件を付さなければならない。
- 6 補助金の交付の条件等に違反した場合の措置
  - (1) 次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消す場合

がある。

ア 補助金の他の用途への使用をしたとき

イ 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき

ウ 事業に関し法令等又はこれに基づく知事の処分に違反したとき

エ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していたとき

- (2) 補助金の交付決定を取り消した場合、事業の当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。
- (3) 交付決定の取消しに関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき年 10.95%の割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。
- (4) 補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年 10.95%の割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

7 事業が、補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されているか確認するため、事業の遂行状況について報告させることがある。

8 事業が完了した日（廃止の承認を受けた場合はその承認の日）から起算して一箇月を経過した日又は交付決定をした年度の翌年度の 3 月 15 日のいずれか早い期日までに、事業の成果を記載した実績報告書に別に定める書類を添えて知事に報告しなければならない。

9 補助金の額を確定した際に、既にその額を超える補助金が交付されている場合の措置

- (1) 交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずる。
- (2) 補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から 20 日以内とする。ただし、当該補助金の返還のための予算措置につき、議会の承認を必要とする場合その他やむを得ない事情により、この期限により難しい場合には、事業者の申請に基づき、補助金の額の確定の通知の日から 90 日以内で知事が別に定める日以内とすることができる。
- (3) 返還期限内に納付がない場合には、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき山梨県補助金等交付規則（昭和 38 年山梨県規則第 25 号）で定める年率の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

10 事業に係る書類の保管

- (1) 事業に係る帳簿及び証拠書類は、事業の完了の日（事業の廃止の指示を受けた場合には、その指示を受けた日）の属する年度の翌年度から起算して 5 年間、整備保管しておかなければならない。
- (2) 取得財産等がある場合は、交付要綱第 14 条で定める財産処分制限期間を経過するまでは、整備保管しておかなければならない。ただし、同要綱第 14 条第 2 項の規定に基づく承認を受けた場合は、その年度までとする。

第3号様式

番 号  
年 月 日

山梨県知事 殿

所在地  
団体名  
氏名 印

年度山梨県花粉の少ない森林への転換奨励事業費補助金変更（中止、廃止）承認申請書

年 月 日付け 第 号により交付決定の通知のあったこのことについては、次の理由により、計画を変更（中止、廃止）したいので、山梨県花粉の少ない森林への転換奨励事業費補助金交付要綱第6条の規定により、次のとおり申請します。

- 1 変更（中止、廃止）理由
- 2 変更（中止、廃止）の内容  
以下、第1号様式交付申請書の様式に準じる  
（変更（中止、廃止）前を上段に括弧書きし、変更（中止、廃止）後を下段に記載する）

（注）その他知事が必要と認める書類を添付すること。

第4号様式

番 号  
年 月 日

山梨県知事 殿

所在地  
団体名  
氏名 印

契約に係る指名停止等に関する申立書

当社は、貴殿発注の〇〇契約の競争参加に当たって、当該契約の履行地域について、現在、山梨県等から〇〇契約に係る指名停止の措置等を受けていないことを申し立てます。

また、この申立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

- (注) 1 〇〇には、「工事請負」、「物品・役務」のいずれかを記載すること。  
2 この申立書において、山梨県等の「等」とは国、市町村をいう。  
3 「指名停止の措置等」の「等」は、公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた者であって、その命令の同一事案において他者が農林水産省の機関から履行地域における指名停止措置を受けた場合の当該公正取引委員会からの命令をいう。

なお、当該命令を受けた日から、他者が受けた指名停止の期間を考慮した妥当な期間を経過した場合は、この限りでない。

山梨県知事 殿

所在地  
団体名  
氏名 印

年度山梨県花粉の少ない森林への転換奨励事業費補助金事業遂行状況報告書

年 月 日付け 第 号により交付決定の通知のあったこのことについては、山梨県花粉の少ない森林への転換奨励事業費補助金交付要綱第8条第1項の規定により、次のとおり報告します。

区分	総事業費	事業の遂行状況				備考
		年 月 日までに完了したもの		年 月 日以降に実施するもの		
		事業費	出来高比率	事業費	事業完了 予定年月日	
花粉の少ない森林への転換奨励事業	円	円	%	円		

(注) 「事業費」の欄は、事業の出来高を金額に換算した額を記載すること。

山梨県知事 殿

所在地  
団体名  
氏名 印

年度山梨県花粉の少ない森林への転換奨励事業費補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号により交付決定の通知のあったこのことについては、山梨県花粉の少ない森林への転換奨励事業費補助金交付要綱第9条第1項の規定により、次のとおり報告します。

- 1 事業の目的
- 2 事業の実績報告
- 3 事業完了年月日  
年 月 日
- 4 収支精算

(1) 収入

経費の区分	経費の内訳		計
	県補助金	その他	
	円	円	
計			

(2) 支出

経費の区分	精算額	積算基礎
計		

5 添付書類

- (1) 支払の方法（金融機関名・預金種別・口座名義人・口座番号）を記載した書面を添付すること。
- (2) 植替活動金支援に係る資料  
・森林経営計画書（写し）

- ・森林経営計画認定書（写し）
- ・委託契約書等（写し）  
※森林所有者が本事業に同意していることがわかる資料
- ・その他必要に応じて提出を求められる資料

(3) 植替促進費支援に係る資料

- ・国実施要領別表1に掲げる植替促進費相当額を森林所有者へ支払ったことが確認できる書類
- ・森林経営計画書（写し）
- ・森林経営計画認定書（写し）
- ・森林経営計画に係る伐採等の届出書（写し）
- ・伐採範囲の測量図面及び測量データ
- ・現地写真（伐採完了がわかるもの、チェーンソー伐採を示すもの、集積地（土場）を示すもの）
- ・伐採地から集積地（土場）まで、作業道等の経路が示され、伐採地の中心から集積地までの距離が計測可能な図面
- ・その他必要に応じて提出を求められる資料

第7号様式

番 号  
年 月 日

山梨県知事 殿

所在地  
団体名  
氏名 印

年度山梨県花粉の少ない森林への転換奨励事業補助金消費税仕入控除税額報告書

年 月 日付け 第 号により交付決定の通知のあったこのことについては、山梨県花粉の少ない森林への転換奨励事業補助金交付要綱第9条第3項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 補助金の額	金	円
2 補助金の確定時に減額した消費税仕入控除税額	金	円
3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額	金	円
4 補助金返還相当額（3－2）	金	円

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、補助事業者が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

- ・別記様式1「山梨県花粉の少ない森林への転換奨励事業補助金に係る消費税仕入控除税額集計表」
- ・消費税確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）
- ・「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- ・3の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること）
- ・補助事業者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

番 号  
年 月 日

山梨県知事 殿

所在地  
団体名  
氏名 印

年度山梨県花粉の少ない森林への転換奨励事業補助金概算払請求書

年 月 日付け 第 号により交付決定の通知のあったこのことについては、山梨県花粉の少ない森林への転換奨励事業補助金交付要綱第10条第2項の規定に基づき、次のとおり概算払を請求します。

1 概算払請求金額 金 円

2 内訳

補助金交付決定額 ①	既受領額 ②	差引額 ①-②=③	今回概算請求額 ④	備考
円	円	円	円	

3 概算払請求の理由

4 支払の方法

口座振替

振替先金融機関名

預金種別 (当座・普通)

預金口座名義人

口座No.

第9号様式

番 年 月 日 号

山梨県知事 殿

所在地  
団体名  
氏名 印

年度山梨県花粉の少ない森林への転換奨励事業補助金確定通知書

年 月 日付け 第 号により交付決定の通知のあったこのことについては、山梨県花粉の少ない森林への転換奨励事業補助金交付要綱第10条第4項の規定に基づき、下記のとおり確定したので通知します。

記

1	確定額	金	円
2	概算払済み額	金	円
3	精算払額	金	円
4	返納額	金	円

第 10 号様式

番 号  
年 月 日

山梨県知事 殿

所 在 地  
団 体 名  
氏 名 印

年度山梨県花粉の少ない森林への転換奨励事業補助金財産処分承認申請書

年度山梨県花粉の少ない森林への転換奨励事業補助金に係る事業により取得した財産を、次のとおり処分したいので、山梨県花粉の少ない森林への転換奨励事業補助金交付要綱第 14 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり申請します。

- 1 補助の対象の区分
- 2 処分しようとする財産の明細
- 3 処分の内容
- 4 処分しようとする理由
- 5 その他必要な書類

別記様式1

年度 山梨県花粉の少ない森林への転換奨励事業補助金に係る消費税仕入控除税額集計表

補助事業者名	事業費	県補助金	課税方式	消費税仕入控除税額 及び地方消費税額	補助金 交付率	消費税仕入 控除税額	消費税 確定 未確定	備考

(注)

- 1 第9条第3項により報告し、補助金の返還が伴う場合は、内訳を別表で添付すること。
- 2 「課税方式」には、当該補助金に係る消費税仕入控除税額の確定時において、消費税法第9条第1項の規定に該当する事業者にあつては「免税」、同法第37条第1項の規定による届出書を提出した事業者にあつては「簡易課税」、その他の事業者にあつては「課税」と記入すること。
- 3 「消費税仕入控除税額及び地方消費税額」は、交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額を記載すること。
- 4 「消費税仕入控除税額」は、交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に国庫補助金率を乗じて得た金額を記載すること。
- 5 「消費税確定未確定」は、消費税法第9条第1項の規定に該当する場合、同法第37条第1項の規定に基づく届出書を提出した場合並びに消費税及び地方消費税の確定申告を行った場合には「確定」、それ以外の場合には「未確定」と記載すること。



